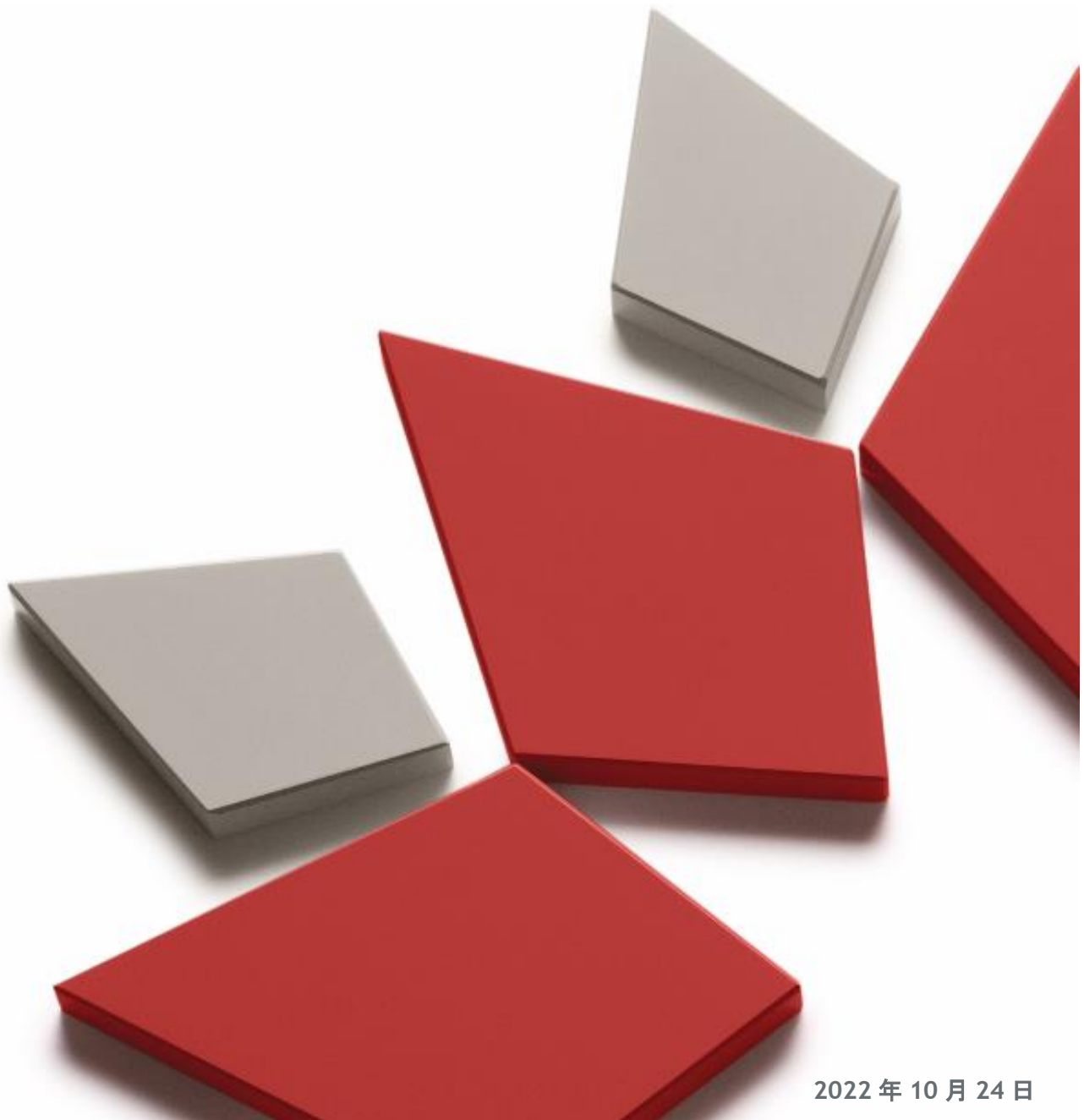


# J A ◆ K E M P

PATENT ATTORNEYS • TRADE MARK ATTORNEYS

## 統一特許裁判所に関するガイドライン

ロンドン・パリ・オックスフォード・ケンブリッジ・ミュンヘン



2022年10月24日

## 概要

欧州特許庁（EPO）により付与された特許を保有しているか、又は EPO に特許出願をするならば、2022 年の後半又は 2023 年の初めに予定される欧州特許法の大幅な変更について、十分な情報を得ておく必要がある。統一特許裁判所（UPC）と統一特許（UP）の導入が予定されており、ヨーロッパの関連領域において費用、保護の地理的範囲、訴訟のスピード、法的確実性に関し大きな変化が生じることが見込まれる。

欧州特許条約（EPC）に加盟の 39 カ国、並びに 6 つの認証国及び拡張国における保護は、引き続き欧州特許庁に単一の特許出願をすることで得られる。

統一特許は、統一特許裁判所協定（Unified Patent Court Agreement: UPCA）の発効後に EPO が付与した欧州特許に基づいて登録することができ、17 の参加国全てを対象とする単一の特許権となる。

統一特許裁判所は、統一特許の排他的管轄権を有する裁判所となる。UPC はまた、少なくとも 7 年間の移行期間中、この協定の発効前に付与された欧州特許を含む、参加国における欧州特許のすべての国別登録特許の非排他的管轄権を有する（非排他的である理由は各国の国内裁判所も移行期間中は管轄権を維持するからである）。ただし、特許権者は移行期間中に積極的に欧州特許の「Opt Out（オプトアウト）」を申請することにより、国別登録した欧州特許について UPC の管轄から外れる（アウトする）ことができる。移行期間が終了すると、参加国で国別登録された欧州特許はオプトアウトされていなければ UPC が排他的管轄権を有することになる。

統一特許及び統一特許裁判所の導入は、既存の全ての欧州特許に影響を及ぼす。また、権利付与前の欧州特許出願にも影響する。すべての欧州特許の特許権者及び出願人はこの機会を利用する方法を検討すると同時に新規な裁判制度に伴うリスクから自らを保護する必要がある。

本稿は主として統一特許裁判所について解説する。統一特許に関しては出願人、特許権者、ポートフォリオ責任者、またそれらの代理人に向けた解説が別途用意されているのでそちらを参照されたい。

「統一特許及び統一特許裁判所の導入は、既存の欧州特許を保有する全ての特許権者に影響を及ぼす。」

## 目次

統一特許裁判所の利点	4
統一特許裁判所の管轄及び構成	5
手続、救済、料金	11
質疑応答	14

## 統一特許裁判所の利点

特許権者にとって、統一特許裁判所の主な利点は複数の参加国について統一された管轄裁判所が得られることである。現在、17 か国が「統一特許裁判所協定」を批准しており、最終的には24 か国が批准すると期待されている。このような状況下で、スペイン、ポーランド、クロアチアを除く全ての EU 加盟国を対象とした侵害訴訟を UPC に提起することが可能になる。

UPC は広範な管轄権を有し、UPC に1件の侵害訴訟を提起することによって複数の国で欧州特許の権利行使が可能になる。これは、侵害行為が行われている各国の国内裁判所に個別の侵害訴訟を提起しなければならない現行制度と比べて安価となるはずである。また、異なる国の国内裁判所で異なる結論に達するという望ましくない結果も避けられる。

UPC は特許訴訟専用の裁判所であり、そのための訴訟手続がデザインされる。UPC の手続上の規則は、特許権者が権利行使をする際に有利になる点が多くある。

- ・ 英語で付与された特許については訴訟手続言語が英語となる可能性が高い。これにより翻訳費用が軽減され、英語話者であれば訴訟進行を十分に理解して手続に関与することができる。
- ・ UPC は侵害被疑者に対し、その管理下にある関連資料、例えば侵害被疑製品又は侵害被疑方法の詳細を特許権者に開示するよう命ずる権限を有する。UPC はまた、裁判所職員が侵害被疑者の事業所に通知なしでアクセスできる「saisie-contrefaçon（証拠保全）」制度を有し、これにより証拠保全を担保することができる。
- ・ UPC の手続規則では第一審の判決は12～15ヶ月の期間内に達成されるべきと想定している。控訴審においても同様の期間が想定されている。この訴訟スピードは現在の国内裁判所と比較して迅速であるといえる。したがって、UPC は現実的な期間内で救済を実行すると予想される。
- ・ UPC は敗訴当事者に対して訴訟費用の支払いを命じる権限を有する。したがって、特許権者が UPC での訴訟において特許が有効であり、その特許の侵害行為が行われていることを立証できたならば、特許権者は相手側から訴訟費用の一部を回収することができる。

・欧州特許弁理士は UPC での訴訟代理権を有するので通常案件を依頼している欧州特許弁理士に UPC 訴訟の代理を依頼することもできる。

UPC の判決は高精度であることが予期される。UPC での第一審は 3 名の経験豊富で専門的な知的財産専門の裁判官により審理される。予定では UPC の第一審裁判官のうち少なくとも 1 名は現行の国内裁判所で知的財産を取り扱う専門裁判官が任命されることになる。これにより当初から精度の高い判定が担保されることが見込まれる。控訴審は 5 名の経験豊富な控訴裁判官の合議体で構成される。

## 統一特許裁判所の管轄と構成

### 管轄

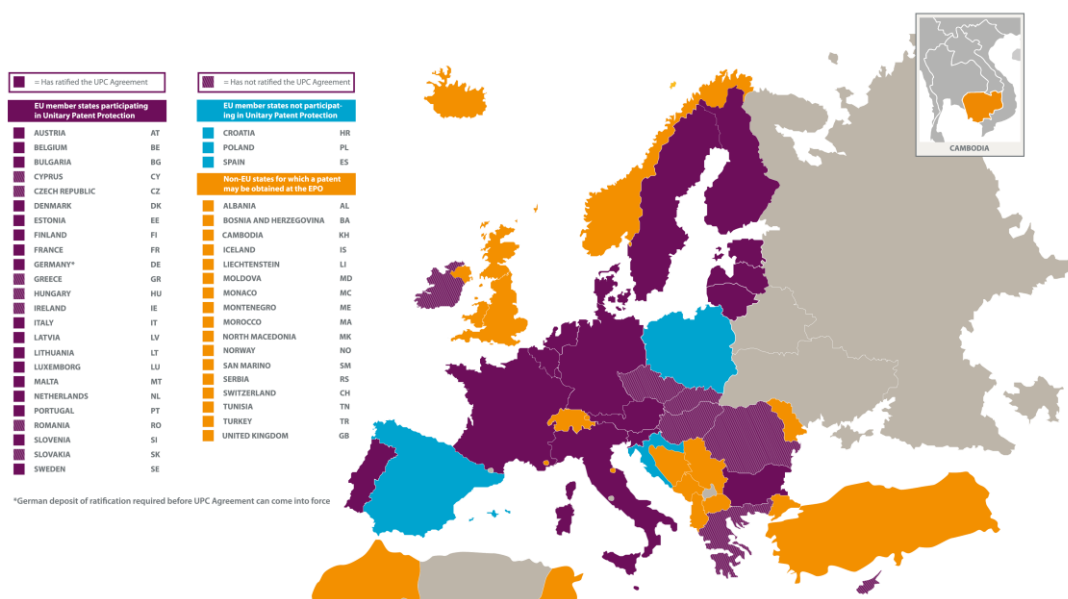
統一特許は、統一特許裁判所においてのみ訴訟を提起することができる。単一の訴訟アクションで侵害被疑者に対して全ての UPC 参加国において特許権を行使することが可能になる。これは、全ての UPC 参加国に対して単一で差止を行えることを意味する。同様に、単一の訴訟で全ての UPC 参加国において統一特許が無効となり得る。

統一特許による保護を選択した場合は統一特許裁判所からオプトアウトする選択肢はない。統一特許を選択することにより、特許権者はこの新設の統一特許裁判所を利用することを積極的に選択したことになる。

統一特許裁判所はまた、欧州特許が積極的にオプトアウトされない限り、UPC 参加国において国別登録された欧州特許に対し管轄権を有する。オプトアウトは国別登録された欧州特許にのみ申請可能であり、統一特許では選択できない。ただし、当初 7 年と設定された移行期間が満了した後は UPC 参加国で国別登録された欧州特許についてもオプトアウトすることはできなくなる。

国内裁判所は、UPC 参加国で国別登録された欧州特許のうちオプトアウトされた特許及び UPC 非参加国において国別登録された特許を排他的に管轄する。

## 参加国



- = UPC 協定に批准済  
統一特許保護に参加する EU 加盟国
- オーストリア
  - ベルギー
  - ブルガリア
  - キプロス
  - チェコ共和国
  - デンマーク
  - エストニア
  - フィンランド
  - フランス
  - ドイツ\*
  - ギリシャ
  - ハンガリー
  - アイルランド
  - イタリア
  - ラトビア
  - リトアニア
  - ルクセンブルク
  - マルタ
  - オランダ
  - ポルトガル
  - ルーマニア
  - スロベニア
  - スロバキア
  - スウェーデン

= UPC 協定に批准していない

統一特許保護に参加していない EU 加盟国

クロアチア

ポーランド

スペイン

EPO において特許を取得することができる非 EU 加盟国

アルバニア

ボスニア・ヘルツェゴビナ

カンボジア

アイスランド

リヒテンシュタイン

モルドバ

モナコ

モンテネグロ

モロッコ

北マケドニア

ノルウェー

サンマリノ

セルビア

スイス

チュニジア

トルコ

英国

\* UPC 協定の前にドイツの批准書の寄託が要求される

カンボジア

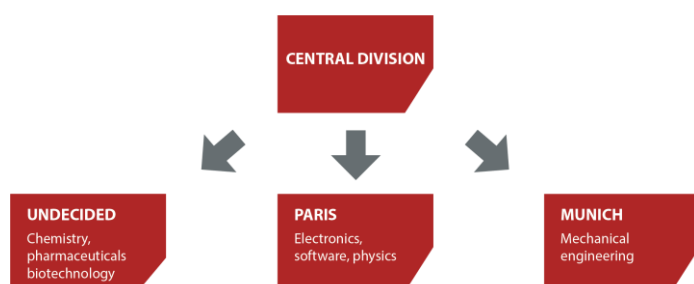
## 統一特許裁判所の構成

統一特許裁判所は、第一審裁判所及び控訴審裁判所からなる。第一審裁判所は、中央部及び地方部又は地域部からなる。地方部は、個々の参加国における侵害訴訟に対して責任を負う。地域部も同様の責任を負うが、複数の参加国に対応する。

ドイツ、イタリア、フランス、オランダ、ベルギー、フィンランド、デンマーク、オーストリア、ポルトガル、スロベニアには地方部が置かれることが確認されている。ストックホルムを拠点としてスウェーデン、リトアニア、エストニア、ラトビアをカバーする、北欧・バルト地域部が置かれることも確認されている。

中央部は、もともと英国、フランス、ドイツに分割される予定だった。中央部の本部は

パリに置かれる。中央部のミュンヘンの支部では、機械工学に関する特許を扱う。中央部のロンドンの支部には、化学、医薬品、バイオテクノロジー、医療機器、生活必需品に関する特許が割り当てられていた。これらの分野における割り当ては、現在のところ未決定である。中央部のパリの支部では、残りの分野、例えばエレクトロニクス、ソフトウェア、物理等の特許を扱う。



## UPCにおける代理権

参加国の裁判所において業務を遂行する権限を付与された弁護士、及び適切な資格を有する欧州特許弁理士（J A Kemp における全てのパートナー特許弁理士やアソシエイト弁理士）は、UPC のいずれの部及び控訴審において代理権を有する（例外的にごく最近欧州特許弁理士資格を得た者は一定の研修等を必要とする）。

## 地方部・中央部の責務

地方（および地域）部と中央部はそれぞれ別の責任を負う。侵害訴訟は、通常、地方または地域部に提起される。被告が特許の無効を反訴する場合は、地方又は地域部も無効論を審理することができる。

本原則の例外として、(a) 両当事者が合意するか、又は (b) 被告が UPC 参加国に事業所を有していない場合、侵害訴訟を中央部に提起することができる。

UPC において特許の有効性を争う場合、侵害訴訟における無効の抗弁以外では、中央部に無効訴訟を提起する必要がある。非侵害の確認を求める確認訴訟も、中央部に提起しなければならない。

## 訴訟を提起できる場所

原告は、原則として実際に侵害行為が行われたか又はその恐れのある地方/地域部、また



は被告が居所もしくは主たる事業所を有する地方/地域部において侵害訴訟を提起しなければならない。被告が参加国に居所または事業所を有していない場合、原告は侵害が発生した国で訴訟を提起することができ、当該参加国が地方又は地域部を有していない場合には、中央部に訴訟を提起することができる。

侵害訴訟の被告が特許の無効を求める反訴を提起する場合は、当該反訴は当該侵害訴訟を審理する地方/地域部に提起されなければならない。その場合、地方/地域部は (a) 侵害と有効性の両方を考慮した単一の訴訟を進める、(b) 無効論を中央部に付託し、侵害訴訟を中断もしくは進行させる、(c) 事件全体を中央部に付託する、のいずれかを行うことができる。

特許の無効訴訟が中央部に係属している場合は、同一特許に関する同一当事者間の侵害訴訟を、被告が事業所を有する国又は侵害が発生した国を管轄する地方/地域部に提起することができる。あるいは、この状況下では侵害訴訟を中央部に提起することができる。

非侵害の確認を求める訴訟が中央部に提起された場合であって、中央部に当該訴訟が提起された日から 3 月以内に、同一の当事者間（又は特許権者の専用実施権者と同一の被告間）で同一の特許に基づく侵害訴訟が地方または地域部に提起されたときは、中央部は非侵害の確認訴訟を停止する。

上記詳解の全てにかかわらず、両当事者の合意により、何れの訴訟も当事者間で選択した第一審の部であればいずれの裁判所（中央部を含む）でも提起することができる。

## 言語

地方部または地域部は、訴訟が提起された国の公用語の 1 つ、又はその第一審法廷が指定するいずれかの言語で事件を審理する。英語は全ての部で指定言語にリストされている。さらに、当事者は裁判所の承認を条件として、特許が付与された言語で事件を審理することに合意することができる。また裁判所が当事者の合意のもとに特許が付与された言語を使用することを決定することができる。当事者の一方が特許の言語で審理するよう要求することもできる。このような場合には、被告の立場を特に考慮されることになる。

中央部は、特許が付与された言語で事件を審理する。

控訴審は例外的な場合を除き、第一審と同一の言語を使用するか、又は両当事者間で特許が付与された言語を使用することに同意することができる。

欧州特許の約 75% が英語で付与されているため、UPC の地方、地域、中央部における大部分の事件は英語で審理される可能性が高い。

## 準拠法

EPC 第 138 条および第 139 条が、特許有効性に関する適用法である。これは、現在の状況と同じである。

侵害に関する法律としては参加国の国内法が適用されるが、特許出願時に出願書面に第一の出願人として記載される者の国籍又は居所による。

実際には、侵害に関する法律を決定することはそれほど重要ではないかもしれない。全ての EU 諸国の法律が共同体特許条約（CPC）の第 2 章を遵守すべきだからである。統一特許裁判所協定（UPCA）第 25 条から第 28 条までに規定されている侵害の定義は、CPC のそれとほぼ一致している。さらに、UPC は先行する国内法に拘束されないため、UPC 協定で繰り返されているように、独自の判例法及び、欧州全域で侵害に関する「元の」ブラックレター法：CPC が何かという独自解釈を作り出す可能性が高い。

財産の対象としての特許に適用される規定の法（すなわち、特許の譲渡、ライセンス、抵当権設定等に適用される法）は、侵害に適用される法と同一の法となる。しかし、ここでローマ I 規則が適用される。これは、ライセンスまたは共有契約の当事者が契約に適用される法律を自由に選択できることを意味する。

## 控訴

ルクセンブルクにある控訴審が取り扱う事件には以下のものがある。(a) 最終判決、(b) 当事者の一人に関する手続を終了させる判決、(c) 言語、書類の作成、証拠保全/立入検査、凍結命令、保護措置、情報伝達命令に関するものを含む一定の種類の場合に関する判決。

他の種類の命令に対しては、最終判決の控訴に付随する場合、又は裁判所が控訴人の請求に基づいて許可する場合に限り控訴することができる。

控訴は法律上の論点及び事実に関する事項の両方に基づくことができるが、新たな事実及び新たな証拠は、当該新たな資料を提出する当事者が第一審の手續においてそれらを提出することを合理的に期待することができなかつた場合にのみ提出することができる。

最終判決に対する控訴はその判決の執行を停止させるが、係属中の事件においてなされた中間命令に対する控訴に関しては主たる事件の審理を、第一審裁判所は控訴審が訴訟中の出願に関する判決を下すまで本訴について判決を下さないものの、本訴手續自体は停止させない。

控訴審は第一審判決を破棄して確定判決をするか、又は事件を第一審に差し戻すことができる。

## **手續、救済及び手数料**

審理は両当事者が提出する陳述に基づく書面審理、トライアルの準備に相当する中間審理、そして口頭手續からなる。規定上は侵害論に対する答弁と無効の抗弁を提起するための僅か3か月の応答期間、及び前記答弁に対する応答と無効論に対する答弁を提出するための2か月の応答期間がある。規則は第一審の手續が12~15か月で完了されるべきであり、控訴審にも同様の期間が認められることを想定している。

## **最終命令**

UPCは完全又は部分的な特許の無効を決定することができる。

侵害訴訟において、裁判所は、侵害者に侵害行為の差止を命じることができる。裁判所はまた、第三者による侵害行為に益するサービスを提供する仲介者に対しても差止命令を下すことができる。さらに、裁判所は、侵害製品に関し以下を命じることができ、伴う費用は侵害者に負担させることができる：

- 1) 侵害製品を流通経路から自主回収すること；
- 2) 侵害製品から侵害に係る構成を除去すること；
- 3) 侵害製品を、当該製品を製造するために使用した材料および設備とともに破壊すること。

さらに、UPCは侵害者に対し、特許権者（又は専用実施権者）が侵害行為によって生じた損害を補填するための損害賠償を命じることができる。この損害賠償は、懲罰ではな

く、補償的なものである。損害額を算定する際には特許権者の逸失利益、侵害者が得た不当利得、そして道徳的損害などの非経済的要因が考慮される。侵害者は悪意がないこと、つまり自己の行為が侵害を構成することを知らず、かつ、知るに足る合理的な理由がないことを立証することができた場合は損害賠償の支払を免れることも可能である。ただし、補償金又は利益回復の支払は依然として命じられる場合がある。

## 中間命令

種々の中間命令を下すことができる。

**仮差止命令**：裁判所は侵害被疑者に対し、事件の審理の継続中において侵害行為に係る活動を停止するか又は開始しないよう命じることができる。

**証拠開示命令**：一方の当事者が、相手側当事者（又は第三者）の管理下に事件に関連する書類又は情報（法的責任、損害額、特許の有効性のいずれかに関する）が存在すると主張し、その存在について十分合理的な証拠を提出する場合、裁判所は、情報の秘密保持が確保された状況のもとに当該資料を開示することを当該相手方当事者に命じることができる。

**証拠保全命令**：裁判所は本案の審理手続の開始前に、侵害の主張に関連する証拠を保存するための一方的措置（立入検査、サンプルの収集、並びに製品、製品の製造及び/又は流通に使用される材料及び器具、関連書類の押収）を命じることができる。これらの命令は保証金の対象となる場合があり、当該命令を申請する者は、その後非侵害が判明した場合、又は申請者が訴訟手続を完了できなかった場合に、証拠保全命令により相手側に生じた損害を補償しなければならない場合がある。

## その他の命令

裁判所は当事者に対し、所有する資産を管轄域から移転しないこと、又はその管轄域に所在するか否かを問わず資産を処分しないこと、を命じることができる。これらの暫定命令はその国の国内裁判所によるさらなる命令を要した上で執行される可能性が高いと考えられる。

裁判所は、侵害者又は特定の状況では第三者に対し、以下の開示を命じることができる：

- 1) 侵害に係る製品又は方法の起源及び流通経路；
- 2) 侵害製品に基づいて得た対価、及び生産・製造・譲渡・譲受・受注に係る数量

3) 侵害製品の製造もしくは流通、又は侵害に係る方法の使用に関与する第三者の身元の特定。

### 証拠及び立証責任

通常の民事訴訟と同様、その事実に依拠しようとする当事者がその立証責任を負う。その際には証人、鑑定、調査、実験又は比較試験、宣誓供述書、書類、情報請求及び当事者陳述を用いることができる。UPC 協定は、これらの種類の証拠のいずれを重く又は軽く考慮するのかという点について見解を示していない。

但し立証責任が逆転する場合もあり得る。例えば、特許発明が新規製品の製造方法であり、被告製品が前記製品と同一であった場合にその製造方法が特許発明と同一であることを立証する場合等である。

「UPC は広範な管轄権を有し、UPC に 1 件の侵害訴訟を提起することによって欧州特許の権利行使が可能になる。」

### 裁判所の専門家

裁判所は、争点に関連する事項について専門的意見を得るために専門家を任命することができる。裁判所から承認された専門家の登録リストが作成される予定であり、そのなかから独立性及び公平性が担保されたものが選任される。

### 手数料

UPC は経済的に独立した運営を目指しており、裁判手数料の支払いが必要となる。訴訟対象物の価値（訴額等）に基づいた裁判手数料は[こちら](#)で参照することができ、訴額の計算についての詳細は[こちら](#)で参照することができる。

### 費用

UPC 協定は勝訴側が負担した合理的かつ相応の訴訟費用及びその他の費用について原則として敗訴側が負担するものと定めている。回収可能な費用の水準の詳細については[こちら](#)を参照することができる。

### 執行手続

執行手続は、執行が行われる参加国の法律に準拠する。

執行命令に従わない当事者に対し UPC は命令の重要性に比例する罰金を課すことで制裁することができる。

## 仲裁および調停

リュブリャナ（スロベニア）とリスボン（ポルトガル）に特許仲裁センターが設置され、仲裁人と調停人のリストが作成される。

## 侵害訴訟を提起できる当事者

特許権者は侵害訴訟を提起する権利を有する。専用実施権者はライセンス契約により禁止されない限り侵害訴訟を提起することができるが、その場合は特許権者に事前に通知することになる。通常実施権者はライセンス契約に侵害訴訟の提起が明示的に許可されており、かつ特許権者に事前の通知をする場合は、侵害訴訟を提起することができる。

## 質疑応答

### 統一特許裁判所とは

統一特許裁判所（UPC）は参加国において付与された欧州特許に基づく国別登録特許及び統一特許について排他的裁判管轄権を有する新たな裁判所である。ただし、国別登録特許については直ちに「排他的」な管轄となるものではない。最初 7 年間の移行期間は、国別登録特許について国内裁判所または UPC のいずれかで訴訟を起こすことができる。また移行期間中は国別登録特許について UPC の管轄からオプトアウトさせることができる。オプトアウトの効果は特許の存続期間を通じて有効である。

### 統一特許裁判所が訴訟の審理を開始する時期

統一特許裁判所は、統一特許裁判所協定（UPCA）が発効した後に利用可能となる。ドイツは UPC がいつ機能するかが明らかになった時点で、UPCA の批准書を寄託する予定である。UPCA は、ドイツ批准後 4 ヶ月目の第 1 日に施行される。

### UPC の所在地

UPCA の現在の規定ではパリ、ミュンヘン、ロンドンに中央部が置かれ、EU 全域の地方/地域部が置かれることになる。しかし英国政府が UPC 批准を撤回したため、ロンドンに置かれるはずであった中央部が、イタリアまたはオランダに移転されると予想される。現在、ドイツ、イタリア、フランス、オランダ、ベルギー、フィンランド、デンマーク、オーストリア、ポルトガル、スロベニアに地方部を置くことが確認されている。ストックホルムを拠点として、スウェーデン、リトアニア、エストニア、ラトビアをカバーする北欧・バルト地域部を置くことも確認されている。

### UPC のいずれの部で訴訟提起できるか

UPC のいずれの部に侵害訴訟を提起することができるかは、被告または侵害の場所並びに対象発明の技術分野に依存する。侵害訴訟は、被告が拠点を置く国の地方/地域部、又は侵害が発生した国で提起することができる。該当国に地方/地域部がない場合は、中央部で訴訟を提起することができる。

多くの場合、個別の侵害行為が異なる国で発生する可能性があるため、実際上は特許権者が UPC のどの部で訴訟を提起するかを選択する必要があると考えられる。

中央部は、全ての特許無効訴訟及び非侵害確認訴訟を審理する。ロンドンに置かれる中央部は化学及び生命科学の事件を審理し、ミュンヘンに置かれる中央部は機械工学の事件を審理し、パリに置かれる中央部はソフトウェアや物理学を含む他の技術分野の事件を扱う。

### 侵害論と無効論は同時に審理されるか

特許無効訴訟が中央部に提起された場合は、特許権者は中央部又は該当地方部に侵害の反訴を提起することができる。中央部で侵害反訴された場合、侵害訴訟と無効訴訟は中央部で同時に審理されることになる。一方、地方部に侵害の反訴が提起された場合は侵害及び有効性は別個に審理される（但し、地方部が中央部に反訴を付託した場合を除く）。侵害訴訟が地方/地域部で開始され、無効が反訴される場合、地方/地域部は、次の3つの選択肢を有する：1) 侵害論と無効論の両方を審理する；2) 侵害論のみを審理し、無効論を中央部に付託する；3) 侵害論と無効論の両方を中央部に付託する。本制度が開始されてはじめて、地方/地域部門が実際に審理を付託するかどうか明らかになるだろう。

## 手続言語

地方/地域部における手続言語は、地方/地域部の定める公用語の中から一つが選ばれる。全ての地方/地域部が英語を公用語に含めている。しかし、特許審査の手続言語（英語、ドイツ語、フランス語のいずれか）に切り替えることも可能である。中央部における手続言語は、特許審査の手続言語とする。控訴審については、手続言語は第一審の手続言語、又は当事者の合意があれば特許審査の手続言語とする。

## UPC の裁判官

UPC では参加国の特許専門裁判官により審理される。一般に、3名の裁判官の合議体が各第一審事件を審理し、合議体のうち少なくとも1名は訴訟が提起された国の裁判官で構成される。合議体は、訴訟の種類及び場所に応じて、3名の法曹資格のある裁判官となるか、又は2名の法曹資格のある裁判官及び1名の技術的資格を有する裁判官で構成される。控訴審は、異なる参加国の5名の裁判官が審理する。

## UPC からオプトアウトするには

オプトアウトに必要なのは、UPC への申請書の提出だけである。但し既に UPC で訴訟が開始されていればオプトアウトすることはできない。庁手数料の支払いはない。欧州特許（参加国における全ての国別登録特許）の出願人/特許権者又はその弁理士は申請をすることができる。オプトアウトは、その特許に係る出願人/特許権者全員の合意が必要とされる。

## UPC からオプトアウトする理由

UPC の管轄下ではセントラルアタックの脅威がある。他に特段の事情がないのであればオプトアウトを登録したほうがセントラルアタックのリスク回避につながり、加えて特許権者は戦略上の選択肢が増えることになる。例えば、特許権者は UPC で包括的な権利行使をするためにオプトアウトを撤回することも可能であり、撤回されるまではオプトアウトされた特許がセントラルアタックの脅威に晒されることがない。

## UPC の管轄に入るかオプトアウトするかの方針変更は可能か

オプトアウトした場合、既に国内裁判所で訴訟が始まっていなければ、いつでもオプトアウトを撤回することができる。しかし、オプトアウトを撤回した後は再びオプトアウ



トすることはできない。

### UPC からオプトアウトしない理由

多くの人々は、オプトアウトは後で撤回して UPC で侵害訴訟を提起することができるという前提に立ち、最初の時点で特許ポートフォリオ全体をオプトアウトしても不都合はほとんどないと考えている。しかし、競合相手が、先手を打って国内裁判所で訴訟を開始することによりオプトアウトの撤回を妨げるリスクがある。このような国内訴訟は、比較的簡便かつ低コストで開始することができる。オプトアウトしない他の理由としては、オプトアウトの費用及び管理負担を軽減できることや UPC の判例法を発展させる機会等が挙げられる。

### UPC からのオプトアウトを決定する時期

最初の 7 年間の移行期間中、欧州特許出願の公開後または欧州特許の付与後はいつでも、国別登録特許に限り訴訟が UPC に既に継続していなければオプトアウトすることができる。移行期間の終了後はオプトアウトすることはできない。

### UPC における訴訟では、該当する地方、地域、中央部の国の代理人を使う必要があるか

UPC の代理人資格は、参加国の代理人に限られるものではなく、適切な資格（例えば欧州特許弁理士）を有する代理人であれば UPC のいずれの部においても第一審及び控訴審で代理することができる。